

重点支援地域の申請について

1 重点支援地域

全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、国による助言や集中的な支援が行われる区域

2 指定手続

地域医療構想推進委員会において合意を得た上で、都道府県が申請。

選定は、厚生労働省において、複数回行われる。

3 選定対象

複数医療機関の再編統合事例であること。

4 留意事項

重点支援区域の申請または選定自体が、再編統合の方向性を決めるものではない上、重点支援区域に選定された後も再編統合等の結論については、あくまでも地域医療構想推進委員会の自主的な議論によるものである。